

平成三十年五月九日提出  
質問第二七七号

警察署内における現金等証拠品の保管に関する質問主意書

提出者 長尾 秀 樹

## 警察署内における現金等証拠品の保管に関する質問主意書

平成二十九年五月八日に認知された広島県警察広島中央警察署内で起きた八五〇〇万円強の多額窃盗事件は、解決を見ないまま一年たっている。盗難に遭った現金は、生前贈与を持ちかけて手数料名目で現金をだましとつたとされる多額詐欺事件の証拠品であり、捜査のため、広島中央警察署会計課の金庫で保管していたものである。

これに関して、以下、質問する。

一 そもそも犯罪や事件の解決に全力を尽くすべき警察署内での窃盗事件などあつてはならないことであり、現金の保管・管理があまりにもずさんではないか。このような窃盗事件が起こった実態の解明の検証を行っているのか、検証を行っているとした場合、窃盗事件が起きた要因をどのようなものと分析し、それを基にどのような対策を講じたのか、政府の見解を伺いたい。

二 詐欺などの財産犯等の犯罪が組織的に行われた場合、犯人が得た財産を刑事裁判により国がはく奪し、その被害者に給付金として返還するという「被害回復給付金支給制度」がある。広島中央警察署内で盗難に遭った現金八五〇〇万円強も詐欺事件の被害者の手元に戻される可能性があるお金だった。警察署内で

の窃盗などあつてはならないことで深刻に受け止めるべきである。日本の捜査機関は証拠品の適正管理への認識が低いのではないか、政府の見解を伺いたい。また、被害回復給付金の原資となる現金等の保管のあり方を見直すべきである。例えば、保管する現金が多額な場合などは銀行と提携し、貸金庫に預けるなど、外部機関等における保管の検討も必要でないか、政府の見解を伺いたい。

右質問する。